

令和8年度「いきがい活動ポイント事業」のポイント交換メニューに登録する「商品券等」募集要領

1 ポイント交換制度

「いきがい活動ポイント事業」に参加した市民が、介護施設や障害者施設等でボランティア活動を行ったことにより獲得したポイント数に応じて、登録されたポイント交換メニューの中から希望する「商品券等」を獲得ポイントと交換できる制度である。

2 募集内容

令和8年度「いきがい活動ポイント事業」に係るポイント交換メニューに登録する「商品券等」を募集する。

3 募集の趣旨

「いきがい活動ポイント事業」の参加者のより一層の拡大を図るためには、ポイント交換メニューを充実する必要があることから、市内事業所(店舗)が発行する、あるいは市外本店が発行し市内事業所(店舗)にて販売する「商品券等」のメニュー登録を募集するもの。

4 応募資格

5の募集要件を全て満たす物販、飲食、その他サービス業（風俗営業除く）の事業所が販売する「商品券等」であること。

5 募集要件

- (1) 市内に所在地を有する事業所(店舗)が販売する「商品券等」であること。
- (2) 「商品券等」は、事業所が独自に発行したもの（市外本店が発行するものを含む）であること。
- (3) 「いきがい活動ポイント事業」の周知啓発に協力できること。（ポスターの掲示等）
- (4) 「商品券等」の販売価格は、1枚1,000円以下であること。
- (5) 「商品券等」は、令和8年10月1日から令和9年3月31日まで発行・販売が可能であること。
- (6) 使用期限が発行日より、概ね3ヶ月以上あること。
- (7) 「商品券等」の代金の支払いは、納品後、指定口座への振込による受け取りが可能であること。
- (8) 登録内容（事業所(店舗)〈名称、券利用先住所等〉、商品券等〈名称、単価、使用期限等〉）を事業パンフレットや市ホームページ等において公表することを承諾すること。

6 応募手続

(1) 応募期間

ア 令和8年2月16日(月)から令和8年3月16日(月)まで

イ 9時から16時45分までの執務時間中

(2) 応募書類

ア 【様式1】「いきがい活動ポイント事業」ポイント交換メニュー登録申請書

イ 登録する「商品券等」の見本またはコピー（裏表）

(3) 申込方法

『【様式1】「いきがい活動ポイント事業」ポイント交換メニュー登録申請書』に必要事項を記入し、長寿政策課まで持参するか、郵送（令和8年3月16日消印有効）により提出する。

7 登録決定

応募期間終了後、応募内容を審査し登録決定を行う。

8 その他

上記の手続きは、令和8年度事業の実施に向けて、準備行為として進めるものであり、令和8年度当初予算等の事情により、事業内容の変更あるいは中止となる場合がある。

9 市担当課

守山市健康福祉部長寿政策課

電話077（584）5474